

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請に係る行政相談
2. 日時：令和5年9月6日（水） 13：30～13：35
3. 場所：原子力規制庁10階会議卓A
※本面談は、テレビ会議システムで実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
審査グループ 研究炉等審査部門
有吉上席安全審査官、荒井安全審査専門職
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 1名
大洗研究所 高速実験炉部 次長 他3名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配布資料
なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	これは、令和5年9月6日の、
0:00:05	JA城様との面談を開始いたします。
0:00:08	本日はですね、令和5年6月23日に、JA城様からいただきます行政相談のについての回答を行います。こちらについて相談の内容といたしましては使用前検査資格品対応についてということで、
0:00:22	高速実験の減少施設、常陽に関しましては、新規制基準施行以前に、施設の変更の工事のため、設計及び工事の計画の認可、設工認ですね、こちらを受けて工事に着手し、使用前検査中の状態にあり、現時点で合格に至っていない案件が8件存在しています。
0:00:38	こちらについて原子力機構は本件について令和5年6月19日に専門検査部門、区長に専門計画の図面を行った結果、本案件に係る使用前検査申請を取り下げることとし、
0:00:49	方針としております。こちら蒸気発見の変更の工事を完了させるにあたって近隣間接交流取り扱いについて相談したいということで相談を受けました。
0:00:58	こちらについて我々の方の回答ですけれども、近隣間接公認こちら半径に関しまして変更認可申請が必要と考えておりますのでご対応をお願いいたします。
0:01:07	回答の理由といたしましては、新規性せえ工事に警察設備等への対応方法について、
0:01:14	原子力規制委員会の資料なんですけれども平成25年6月19日の資料で、新規制施行に伴う手続き等についてというものを、あるんですけれどもこちらにおいて、新規制施行時に検査中の設備等については、工事計画の変更認可手続き等により、新規制基準への適合性を確認後、
0:01:30	改めて検査等を実施すると記載されております。このため、上記8件の変更と工事に係る設工認に関しましてはそのままでは新規制基準適合しないため、変更の工事を完了させるためには、当該設工認を新規制基準に適合するための手続きとしまして、
0:01:45	設工認の新更新更新変更認可申請が必要と考えております。またこちらについて変更認可申請をですね適切な時期に行っていただければなと思っております。また、使用前検査の申請の取り下げに関しましては専門検査部門と調整の上進めていただければと思います。
0:02:01	以上ですがよろしいでしょうか。
0:02:05	はい研修機構の高松です。回収しました。よろしく申し上げます。それではこちらで、本日の行政相談の面談を終わり資料といたします。ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:18	はい、ありがとうございました。
---------	-----------------

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。